

宮崎県大規模小売店舗立地審議会次第

日 時 令和元年7月30日(火)
午前10時から審議終了まで
場 所 県庁8号館4階第一会議室

1 開 会

2 挨拶

3 議 事

- (1) ドラッグコスモス清武店の変更に係る届出について
- (2) スーパーセンタートライアル日南店の新設に係る届出について
- (3) スーパードラッグコスモス大門店の変更に係る届出について
- (4) ドラッグコスモス川原崎店・小川商店の変更に係る届出について
- (5) フーデリー霧島店の新設に係る届出について

4 その他

5 閉 会

令和元年度 第2回 宮崎県大規模小売店舗立地審議会

日 時 令和元年7月30日(火)
午前10時から午後12時10分まで

出 席 金谷委員、川添委員、嶋本委員、
関戸委員、高橋委員、小島委員、
相馬委員

1 開 会

2 挨拶

3 議 事

(1) ドラッグコスモス清武店の変更に係る届出について

- ① 届出内容及び経緯説明
- ② 地元説明会の状況
- ③ 宮崎市からの意見説明
- ④ 大規模小売店舗立地庁内連絡会議審査結果報告
- ⑤ 質疑及び審議

A委員 事務局から説明があったが、何か意見、質問等はないか。

E委員 今回の変更により、騒音が基準値をオーバーしている。出店者側に、夜間の荷さばき作業がどうかならないかというお話はされたか。

事務局 今回と次回の審議案件において、コスモスの変更が7件程度届けられている。ほぼ全ての店舗で荷さばき作業を夜間に行いたいという事前協議がなされていた。基本的には、夜間に荷さばき作業を行わないことが望ましいことや、周辺環境へ配慮するよという話はした上で、敷地境界上でも近接住居側でも基準値を超過しているものについては何らかの対策を行うように依頼しているが、敷地境界上で基準値を超えていても近接住居で基準値を満たしているものについては夜間の荷さばき作業を規制するような指摘はしていないところである。

E委員 当初計画、新設の届出資料においては夜間作業は発生していない。変更届出によって、夜間の作業が発生すれば、当然騒音の問題が出てくることは明らかである。

また、届出書において、「万が一トラブルが起こった場合は善処します、対策します」などの記載があるが、大店立地法の騒音の配慮すべき基本的な考え方として、ペーパー上の予測騒音と、現地の騒音がうるさい、うるさくないということは別問題である。出店者側は、少なくとも、ペーパー上で指針値を満足させるべきである。色々なソフト面の対策、例えば「敷地境界上で超過したから近接住居で再予測します」「時速20キロ走行のところを時速10キロに抑えます」という手法を取り、挙げ句の果てには「問題が起きた場合は再評価します」というくだけで騒音の問題は片付けられてしまっている。ソフト面の対策は確かに必要があるが、これらの内容は、コンサルの判断なのか、経営者としての判断なのか分からない部分があると感じる。県内に何店舗もあるコスモスさんなので、経営者として、夜間に荷さばきを行うことが周辺環境に影響を与えるということをきちんと理解されているのか疑問がある。きちんと対処していただくことを望む。

もう一つ、「敷地境界上で超えているが近接住居側で超えていないからよい」という考え

方だが、既存の、50m 先の住居で超えていないからよい、100m 先の住居で超えていないからよいというのはどうなのか。敷地境界から5m、10m 先に家ができた時に来店者がどう対策を行うのかということがしっかりしていないとこの問題は解決しない。

現実的には、現場で騒音の問題が発生することはないと思う。それを良いことに、「トラブルがあれば何とかします」というのはいかなものか。大店立地法の趣旨からすると、しっかりとしたベースを持って、言うべきことはきちんと意見を述べていただきたいと思う。

事務局

夜間の荷さばき作業音等はないほうが望ましいという考えは基本にある。ソフト面の対策についても合理的な範囲での説明を求めているところである。今回の案件の中で、荷さばき車両を時速5 km で走行させるという対策を行う旨の説明がなされたものもあったが、現実的な対応策でないという指摘を行い、事前協議の中で、夜間の荷さばき作業を行わないよう調整したものもある。

A委員

届出書の内容を複数件通して見て思うことは、1つ目は、書きぶりはコンサルの判断だろうということ。経営者の姿勢は見えてこない。

2つ目は、届出書14ページの「評価：基準値を上回る」を受けての対策について、15ページに記載するようになっているが、その内容は「近接建物で測り直しました」とある。対策になっておらず整合性が図れていない。その記載を認めるとしても、再予測地点Bの住宅より北側の住宅の方が影響を受けるのではないか、B地点は、建物での音の跳ね返り等もあるのではないか、再予測地点として適切だと判断できるのか。そういう意味で、E委員の指摘と同じになるが、届出を受理する段階でそれが適切だと判断できたのかということ。

3つ目は、コンサルさんに書類の書き方をしっかりやっていただきたいと思うこと。16ページ「騒音の予測と騒音対策」欄、項目名「荷さばき施設の配置等」で、「別添資料4に記載」とあるが、軌跡図があるだけで、変更前後で荷さばき施設の何が変わったか分からず、対策として何も行われていないのと一緒にだということ。項目名「荷さばき施設・作業音の騒音対策」で、アイドリング禁止とあるが、エンジン停止ができない保冷車が夜間に作業を行うのであれば、何の対策にもなっていないことになる。素人でも分かる矛盾が堂々と書かれているので、緊張感がないのではないかと感じる。他案件の書類にも全く同じことが言えるし、今回非常に目立っていると思われた。

事務局

B地点の設定方法については、車両走行音と店舗裏側の設備機器、双方の影響を最も受ける地点が設定されたと考えている。事務局においてもB地点の北側住宅への騒音の影響についてコンサルに求めており、その結果は基準値を満たすものであったことを確認している。

A委員

届出におけるやりとりが、県とコンサルとのやりとりになっており、経営者の姿が見えにくいと感じる。経営者に審議会の声がきちんと伝わっているのか疑問であるし、伝わっているのであれば、コンサル側が経営者の姿勢が見えるような挙動を示すべきだと感じる。

商工政策課から見ると、大規模店舗が参入してくることは経済の振興に繋がるだろう。しかしながら、審議会が存在する意味は、地元との共存を図ることである。後から住宅が建って環境悪化を起こす場合の騒音対策などは直接経営側に跳ね返る問題であり、地元からの不満がないことが中長期的に考えると経営者にとってプラスとなる。商工政策課としても、シビアに対応していただきたいと考えている。

E委員

騒音の予測地点、B地点について、どこに設定するかは基準値を超えないようにコンサルが操作していると感じる。離れた住宅でなく、超過した境界上のより近くにある住宅に設定すべきなのではないか。

事務局

今後は、超過している要因となっている騒音ごとに判断して、影響を受ける地点を設定するように対応していきたい。

- A委員 遮音壁の設置は検討されていないのか。
- 事務局 近接住居側で基準値を超えていれば、遮音壁の設置等の対策を求める。しかし、今回の案件は基準値を満たすこととなっているため、求めている。基準値を満たすものまで遮音壁を求めてしまうと、全ての案件で遮音壁設置が必要になってしまう。
- G委員 基準値を超える超えないということはあるかもしれないが、朝の4時5時に作業されるというのはちょっと、どうなのでしょう。1時間でも遅らせるという対応をしてもらうなどはできないのか。コスモスさんは、今回の変更で、時間を朝早く、夜遅くしている。これは、当初の新設届出でなく変更届出の方が通りやすいと思って、変更してきているのではないかと感じた。
- 事務局 コスモスの営業時間は、近年5年程度の新設届出においては、今回の案件の変更後の営業時間で届け出られており、今回の案件は5年前以前に新設されたものである。設置者側としては、店舗全店で同様の管理をしていきたいという意向であり、営業時間を統一したいという考えのもと、今回の届出がなされていると思われる。
- E委員 変更届出において、営業時間の30分延長という軽微に見えるものに、24時間の荷さばき作業も付け加えて変更事項とされてきてしまうと、まずは新設届出で軽く届け出て、変更届出において環境に負荷がかかる変更をされるという状況となり、我々委員は何とも言いようがない状況になる。繰り返しになるが、出店者は、きちんと考えて届け出ているのか、その地域に出店する問題点をクリアしているのかと思う時がある。
- 事務局 大店立地法上、交通基準・騒音基準などがあるが、合理的な範囲で基準値を超えないように努めることとされているところである。
 私たち事務局は、これまでのやり方と比較しながら、騒音予測について境界線上で超えていけば近接住宅で再予測することや、予測地点をどこに設定するのかについてなどをチェックし、事務を行っているところではあるが、今回このように委員の方に意見をいただいて、夜間騒音に係ること、審議会でこういう意見がありましたということについても、これまで以上にコンサルとしっかり協議していかなければいけないと感じている。
 ただ、私たちも「合理的な範囲で」という部分について、これまでのやり方など悩みながら取り組んでいるところもあり、コンサルから届出がなされれば、それは絶対だめですということは大店立地法上はできない部分もある。
- A委員 G委員のおっしゃたようなことは、そのとおりであると思うところ。
 ここ数年、営業時間の延長は何件かあったが、これは、今の働き方改革に逆行するものである。本当は、このような問題も含めて総合的に考えなければいけない。事務局からあったとおり大店立地法の制度の中ではできないことは生じるものであるが、こういう審議会においては1つの制度を超えて一旦議論をはみ出さざるを得ない。はみ出して、意見を出して、審議会としてどこまでできるのか、それ以外のところは政策的に県としての判断に生かしてほしいと願っている。そういう意味でトータルな検証という視点は忘れないでほしいと思う。
- A委員 もう1点、18ページ、「街並みづくり等への配慮等」について、2行のみの記載しかない。この記載は適切なのか。こういうところに、コンサルの姿勢が現れているのではないかがっかりである。
- 事務局 当該項目は以前の届出から変更がないため記載がないものだが、この項目の書き方についてはこれまでの届出においても統一されていなかったところがあるため、今後、どのように

	していくか、やり方を統一していきたいと考えている。
A委員	大店立地法改正以前に建っていた店舗の変更届出においては特に大事だと思うので、検討してほしい。
F委員	緑化計画はなしということだが、宮崎市からも留意事項が出されているため、どのように考えているのかということを出出として記載していただいた方がいいと思う。
F委員	駐車場について、出入口付近に駐車しないような配慮を求めているが、具体的に何か事故があったのか。
交通規制課	コンサルから協議を受けた際に聞いたが、何か事故があったようなことは聞いていない。
F委員	宮崎市から緑化に係る留意事項も出ていたので、駐車しないのであれば、そこを緑化するという方法もあるかと感じた。
F委員	出入口が2箇所となっているが、道路に面している部分はどこからでも入れるようになっているかと思う。高校生が行き来するので、全面空いているのはどうかと感じる。
事務局	駐車場の出入口については、歩道の縁石があるため、どこからでも入れるという状況にはなっていない。緑化及び児童生徒への安全面への配慮は留意事項に含める。
A委員	他に何か意見、質問等はないか。
	意見がないようなので、審議会の意見（案）を事務局でまとめてほしい。
事務局	「答申案」及び「留意事項案」を資料に基づき説明。
A委員	それでは、事務局から説明があったとおり、「意見なし」と知事に答申してよろしいか。
全委員	（異議なし。）
A委員	それでは、そのように知事に答申することとする。 ありがとうございました。

(2) スーパーセンタートライアル日南店の新設に係る届出について

- ① 届出内容及び経緯説明
- ② 地元説明会の状況
- ③ 日南市からの意見説明
- ④ 大規模小売店舗立地庁内連絡会議審査結果報告
- ⑤ 質疑及び審議

A委員	事務局から説明があったが、何か意見、質問等はないか。
A委員	店舗敷地西側のパチンコ店建設予定地は、まだ工事は始まっていないか。 開発道路は完成しているか。

事務局 まだ、着工していない。先日の現地調査の際には荒れ地であった。開発道路は完成している。

A委員 「計画道路」の「計画」とはどのようなものか。

事務局 インターチェンジが建設される関係で日南市が指定している都市計画道路だが、着工時期、計画等はまだ未定と聞いている。

A委員 市道平野線から店舗へ入る箇所には信号はないか。

事務局 ない。

F委員 住民からの要望で、遮光壁と遮音壁を設置することとなったと説明があったが、1件目と内容的には変わらない。一方は、要望があったから設置して、他方は要望がないから設置しないというのは公平性の観点からどうなのか。コスモスさんは、住宅に近くても遮音壁を設置していないように思われるので、今からでも検討して欲しい。

事務局 遮音壁は、住民から要望があったわけではなく、設置者自らが設置したものと思われる。騒音の基準値を超えた場合に、騒音の影響を受けると思われる住宅等があった場合は、遮音壁の設置等の対策をとるようにコンサルと協議していきたい。

E委員 遮音壁の高さが1.8m とあるが、2階部分の住居は遮音壁でカバーできず、騒音の影響を受けるのではないか。1.8m で効果があるのか。

事務局 確認する。
2階部分までは遮音できていない可能性がある。2階部分まで覆う遮音壁を住民が好ましくないと思う可能性もあるためバランスが難しいところではある。

E委員 荷さばき施設が2箇所ある。夜間の荷さばきを住宅寄りでない1箇所に絞ることはできないのか。

事務局 10t 車用と4t 車用で2箇所分けているため、住宅よりでない4 t 車用の荷さばき施設に10t 車は停められないのではないかとと思われる。

E委員 10t 車は4t 車用に停められないことは分かるが、対策としてここぐらいまでは検討してほしい。

A委員 この設置者は、遮光壁・遮音壁・緑地など対策を講じてくれている。その対応策に実効性を持たせられるような対応・指導を今後行ってほしい。

A委員 他に何か意見、質問等はないか。
意見がないようなので、審議会の意見（案）を事務局でまとめてほしい。

事務局 「答申案」及び「留意事項案」を資料に基づき説明。

A委員 それでは、事務局から説明があったとおり、「意見なし」と知事に答申してよろしいか。

全委員 (異議なし。)

A委員 それでは、そのように知事に答申することとする。
ありがとうございました。

(3) スーパードラッグコスモス大门店の変更に係る届出について

- ① 届出内容及び経緯説明
- ② 地元説明会の状況
- ③ 延岡市からの意見説明
- ④ 大規模小売店舗立地庁内連絡会議審査結果報告
- ⑤ 質疑及び審議

A委員 事務局から説明があったが、何か意見、質問等はないか。

A委員 営業時間については、年末等以外は現行のままということか。そうであれば、出入口No.1の出入口封鎖は、現行のままの営業時間であれば行わないということか。

事務局 はい。

E委員 駐車場を利用できる時間帯が30分延びているが、例えば9時30分から10時までの来店者などのくらい見込んでいるか知りたい。夜間騒音が基準値を超えているが、車両数が実際にどのくらいかで影響の大きさが分かる。

事務局 確認する。

E委員 時速10kmで走行させるなどの対策について、出店者側の努力は認めるが、現実的に達成できるのか疑義がある。この地域は騒音の基準値レベルが厳しい。大概の対策ではクリアすることは難しいと考える。夜間30分間の車両数は少ないということであれば、騒音の影響を判断する材料になると思った。

F委員 津波対策についての記載「対策します」とあるが、同様の記載をしていて、実際に対策を取った店舗は確認しているか。

事務局 昨年、届出のあった店舗が同様の記載をしており対策状況を確認しているが、増床計画時期が後ろ倒しになっているため対策の内容がまだ決定できていないという報告を受けている。引き続き、確認を行っていく。

F委員 どんな対策を行っているのか実例があった方が分かりやすいと感じたため尋ねた。因みに宮崎駅東の生協さんが、津波対策地図を作成し掲示していた。とても分かりやすく、良い対応だと感じた。

A委員 他に何か意見、質問等はないか。

A委員 意見がないようなので、審議会の意見(案)を事務局でまとめてほしい。

事務局	「答申案」及び「留意事項案」を資料に基づき説明。
A委員	それでは、事務局から説明があったとおり、「意見なし」と) 知事に答申してよろしいか。
全委員	(異議なし。)
A委員	それでは、そのように知事に答申することとする。 ありがとうございました。

(4) ドラッグコスモス川原崎店・小川商店の変更に係る届出について

- ① 届出内容及び経緯説明
- ② 地元説明会の状況
- ③ 延岡市からの意見説明
- ④ 大規模小売店舗立地庁内連絡会議審査結果報告
- ⑤ 質疑及び審議

A委員	事務局から説明があったが、何か意見、質問等はないか。
B委員	荷さばき時間帯について、同じコスモスなのに、24時間のものとそうでないものがある。夜間の時間帯にかからずに対応できるのであればその方が望ましいと感じるがいかがか。
事務局	当初は、当該店舗も荷さばき時間帯24時間で行いたいと協議があったものの、騒音等の影響が大きく、対応策も合理的だとは言いがたいため、コンサルが時間帯を調整したと聞いている。
E委員	A棟の西側の遮音壁の高さ1.8mで長さが40m となっている。ここに遮音壁を立てる意図は何なのか。
事務局	変更前においても遮音壁は設置する計画になっており、なぜかという点までは確認できていない。
E委員	駐車場東側の遮音壁はどのようなものか。
事務局	(写真で説明)
E委員	遮音壁の高さは、住居をカバーできるようになっているか。
事務局	駐車場東側は、遮音壁による回折がなくても基準値を満たすような届出となっている。
F委員	3件目のスーパードラッグコスモス大前店も含めて、緑化について趣旨を理解していただき、積極的に検討してほしい。
F委員	面積の増加があるが、増築がされているのか。
事務局	A棟の南側に外売り場とあるが、この部分が増加したと記憶している。

A委員	他に何か意見、質問等はないか。
	意見がないようなので、審議会の意見（案）を事務局でまとめてほしい。
事務局	「答申案」及び「留意事項案」を資料に基づき説明。
A委員	それでは、事務局から説明があったとおり、「意見なし」と）知事に答申してよろしいか。
全委員	（異議なし。）
A委員	それでは、そのように知事に答申することとする。 ありがとうございました。

(5) フーデリー霧島店の新設に係る届出について

- ① 届出内容及び経緯説明
- ② 地元説明会の状況
- ③ 宮崎市からの意見説明
- ④ 大規模小売店舗立地庁内連絡会議審査結果報告
- ⑤ 質疑及び審議

A委員	事務局から説明があったが、何か意見、質問等はないか。
E委員	夜間の最大値が基準値をかなりオーバーしているが、元々、都市計画法でこの地域にこのような店舗があることに無理があるのではないかと感じる。出店をする段階で、もっと綿密な計画があってもよかったのではないかと感じる。
事務局	委員のおっしゃるとおり、この地域で基準値をクリアすることは大変難しいと感じており苦慮した。これまでも同じ場所に店舗があったこと、店舗側も何も対策を行わない訳ではなく、より影響の少ない場所で荷さばき作業をするようにしていることなど、可能な対策は実施することとされている。
E委員	南側の駐車場の業務用出入口は来店者が利用する恐れがある。住居が近接しているため、22時以降は利用できなくするなどのサインを行ってほしい。
事務局	夜間に一般車両の出入りができないような対応策をコンサルと協議し、留意事項に加えさせていただく。
A委員	地点全てについて同じ対策が記載されているが、対策とならないような地点まで同じ記載がなされている。このような書きぶりは見抜かれていますよという意味でも、緊張感を持って受理してほしい。蔓延させてはいけないと思う。
F委員	緑化計画未定とあるが、敷地面積が大きいので、意識をしてほしい。また、駐車場に緑化を計画するのであれば、この届出書を提出する時期、駐車場を整備する段階では計画されていないとおかしいのではないかと感じる。 福祉のまちづくり条例の点字ブロックなどもこの段階では決定しているのではないかとと思われるため、駐車場の計画図に図示していただいた方が、議論しやすいのではないと思う。 また、既存店舗があったということなので、既存店舗の図面も添付していただくとよい。

事務局	福祉の点字ブロック等については、大店立地法とは別法律の規制になっており、なかなか全てを届出書に集約できない状況にあるが、可能な限り記載を促していきたい。
F委員	その図示があると、どこに人が通るか分かるので、駐車場計画とも言えると思う。
事務局	緑化については、宮崎市から緑のまちづくり条例で義務づける緑化の対象店舗とはならないという回答があり、店舗敷地の緑化は行わないことをコンサルから確認している。
F委員	既存店舗には緑化があったのに、新店舗にはないというのは気になる。
C委員	廃棄物保管庫の容量にあまり余裕がない。白色トレーを回収することになっているが、これは以前から行っていたのか。
事務局	白色トレーについては、店舗内で保管すると聞いている。廃棄物保管庫の容量は逼迫しているが、廃棄物保管庫がある部屋自体にはまだ余裕があるため、もし不足する場合は増設可能ということで確認を取っている。
D委員	駐車場出入口No.3について、右折入出庫を抑止するためには、物理的にポールを立てるなど対策を講じた方がいいのではないかと。
事務局	その内容については、道路保全課からの留意事項が出ており、道路管理者も道路の中央にポールを立てることを検討している。コンサル側と調整して、オープン前には道路管理者と協議を行うように依頼する。
A委員	他に何か意見、質問等はないか。
	意見がないようなので、審議会の意見（案）を事務局でまとめてほしい。
事務局	「答申案」及び「留意事項案」を資料に基づき説明。
A委員	それでは、事務局から説明があったとおり、「意見なし」と知事に答申してよろしいか。
全委員	（異議なし。）
A委員	それでは、そのように知事に答申することとする。 ありがとうございました。

5 閉会